

財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター運営費補助金交付要綱

（通 則）

第 1 条 財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

（補助金の交付の目的）

第 2 条 この補助金は、財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、地場産業の振興を図ることを目的とする。

（定 義）

第 3 条 この要綱において「センター」とは、郡内地域の地場産業の振興を図ることを目的に設立された法人で、県、市町村、地場産業関係団体、商工指導団体、学識経験者をもって組織したものをいう。

（補助金の交付対象）

第 4 条 知事は、センターが行う事業に必要な経費のうち、別表「補助対象経費」に掲げるもののほか、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

（補助金交付の申請）

第 5 条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、相当と認められるときは補助金の交付決定を行い、様式第 2 による補助金交付決定通知書によりセンターに通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 センターは、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対し不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 8 条 センターは、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第 3 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更

(2) 補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 センターは、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第 4 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 センターは、補助事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から 30 日以内に、様式第 5 による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、補助事業終了後に交付するものとする。ただし知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 センターは、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 6 による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 12 条 センターは、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 か年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

補助対象経費

人 件 費	1 県派遣職員に対する、山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。）に定める給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特例一時金 2 県派遣職員に対する共済費・負担金等(事業主負担分)